

大分県報

田 次

公取監査規則

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正………

扣 示

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧………
道路区域の変更（一件）………
道路の供用開始………
詔勅荒らやか人への指定………

監査本部 扣示

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく監査本部長が定めるべき事項等を定める旨………

○公取監査規則

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

大分県公安委員会規則第12号

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年大分県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他の政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものを行う。）の官職証明書に基づく電子署名
ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明すること運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第3条中「あらかじめ」の次に「手続等の名称、」を加え、「及び条項」を削り、「事項を」の次に「インターネットの利用その他の方法により」を加える。

第4条第3項中「後速やかに」を「日から1週間以内に」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、同項第2号に規定する事項を入力し、又は送信する場合において、当該申請等を行う者の定数に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力し、又は送信するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力又は送信を要しないこととすることができる。

第10条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項の規定による入力又は送信が困難である場合

第10条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。
(経過措置)
2 この規則による改正後の第4条第3項及び第10条第2項の規定は、これらの項に規定す

令和七年十二月十二日

大分県報（公安委規則・告示）

る日がこの規則の施行の日以後である申請等について適用する。

○告示

大分県告示第四百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年十二月十二日

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から一週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

県営経営体育成基盤整備事業
(区画整理)

高練木地区
令七・一二・一二から
令八・一・一まで
竹田市役所

大分県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から一週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

大分県知事 佐藤樹一郎

大分県告示第四百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から一週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

二

県道西大山
日田市前津江町赤石字板久保二三三
大野日田線
八番二地先内

後
二七・七
五・八
五三・七

		道路の種類 及び路線名	区間	大分県知事 佐藤樹一郎	道路の種類 及び路線名	区間	大分県知事 佐藤樹一郎	道路の種類 及び路線名	区間	大分県知事 佐藤樹一郎
前	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長	前後別	区域変更 前後別	敷地の幅員	前後別	区域変更 前後別	敷地の幅員	前後別
八・五 メートル	前後別 敷地の幅員	一メートル	五三・七	大分県告示第四百六十一号	一般国道二 一三号	豊後高田市新地字姪ノ川一〇九九番 一地内	前	一般国道二 一三号	豊後高田市新地字姪ノ川一〇九九番 一地内	前
五・三 メートル	前後別 敷地の幅員	一メートル	五三・七	大分県告示第四百六十二号	後	一・二 一〇・八	一 七・八	後	一・二 一〇・八	一 七・八
五三・七	前後別 敷地の幅員	一メートル	五三・七	大分県告示第四百六十三号	二七・〇	二七・〇	二七・〇	二七・〇	二七・〇	二七・〇
大分県知事 佐藤樹一郎	前後別 敷地の幅員	一メートル	五三・七	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。	その関係図面は、令和七年十二月十二日から一週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。	令和七年十二月十二日	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。	その関係図面は、令和七年十二月十二日から一週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。	令和七年十二月十二日	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

道路の種類及び路線名 県道総方大野線	供用開始区間 豊後大野市大野町両家字沢水八一〇番 ^く から 豊後大野市大野町両家字沢水八一七番 ^く までは	供用開始年月日 令七・一月・一月
<p>大分県知事第45号</p> <p>大分県収入証紙に関する条例（昭和二十九年大分県条例第111号）第五条第一項の規定により、証紙売つぱんをもつておられる人を、次のとおり指定した。</p> <p>令和七年十一月十一日</p>		
<p>大分県知事 佐 藤 樹 一 晩</p>		
主たる事務所の所在地 杵築市大字杵築二七七番地一	名称及び代表者氏名 杵築市職員連合労働組合 執行委員長 堀 幸司	証紙売つぱん場所 杵築市大字杵築二七七番地一 指定年月日 令七・一月・一月
<p>○ 記録本品印</p>		

大分県警察本部告示第50号	大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年大分県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）の規定に基づき、警察本部長が定めることとされている事項等について次のとおり定める。
1 申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準	規則第4条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
2 電磁的記録を作成した年月日の記録	規則第4条第2項の規定により申請等を行う者であつて、同項第2号に規定する事項を
<p>令和七年十一月十一日</p>	